市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

固定資産税・都市計画税の減免

税務課 資産税係（内線135・136）

母子または父子世帯や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、1月1日現在、次の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。

該当すると思われる人は減免の申請をしてください。

▼条件

・低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。

・世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。

・居住用の宅地の面積が200㎡以下である。

・世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

○高齢者のみの世帯の減免に該当する収入金額の例

・70歳以上の高齢者一人の世帯で、年金の収入金額がおよそ210万円以下の場合。

・70歳以上の高齢者二人の世帯で、年金の収入金額がおよそ250万円以下の場合。

※生活保護基準の変更や世帯の年齢状況等により基準額は毎年変動しますので納付が困難な人はご相談ください。

▼申請方法

①印鑑②福祉（年金）手帳・障害者手帳・年金証書等を持参の上、税務課にある指定様式で納付期限の7日前までに申請してください。

ご存知ですか？検察審査会

岡崎検察審査会事務局（☎0564(51)5793）

交通事故などの犯罪の被害にあったが、検察官がその事件を起訴してくれない…。このような不満をお持ちの人は、岡崎検察審査会事務局にご相談ください。

一般不妊治療費補助金制度

保健センター（☎(82)8211）

この制度は不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助するものです。申請期日が近づいていますので、対象となる人はお早めに申請してください。

▼対象者　ご夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦（他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外）

▼対象治療　平成22年3月～平成23年2月末日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用　不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。（文書料などの治療に直接関係のない費用は対象になりません）

▼補助内容　一夫婦一年度につき一回、自己負担額の2分の1、上限5万円（一年度は3月受診分から翌年2月受診分です。）

※期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請方法　3月31日㈭までに申請書類を保健センターへ提出してください。

▼その他

・申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

・平成23年3月以降の治療については、4月以降の申請受付となります。

テレビについて大切なお知らせです

今年の7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの人は、そのままではテレビ放送（デジタル放送）を見ることができません。

地上デジタル放送を視聴するには、

①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える

②地上デジタルチューナーを買い足す

③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する

各方法があります。①、②については、UHFアンテナが必要です。

▶問合せ

・総務省地デジコールセンター

☎0570-07-0101（ナビダイヤル）

※IP電話など、ナビダイヤルがつながらない場合☎03-4334-1111

平日：午前9時～午後9時まで

土・日曜日、祝日：午前9時～午後6時まで

○ホームページ

（社）デジタル放送推進協会　http://www.dpa.or.jp/

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

「はぐみんカード」の交換はお済みですか？

子ども課 子育て支援係（内線223）

○「はぐみんカード」とは

市と県の協働事業「子育て家庭優待事業」のカードです。「はぐみんカード」を東海3県内の協賛店舗に提示すると、協賛店舗ごとの優待サービスが受けられます。

協賛店舗のステッカー

はぐみんカード

○配布対象者

・市内在住の18歳未満（18歳到達後の最初の3月31日まで）のお子さん

・市内在住の妊娠中の人

○カードの配布

市役所2階子ども課で配布しています。対象者であることがわかるもの（健康保険証、医療受給者証、母子健康手帳など）をお持ちください。

※市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校に通っているお子さんには、11月上旬に配布しました。

※有効期限のないカードをすでにお持ちの人は、特に交換の必要はありません。

○市内協賛店舗について

2月1日現在59店舗です。協賛店舗名や優待サービスの詳細は、市・県ホームページで閲覧できるほか、市役所子ども課、市内各児童センター、児童クラブ、子育て支援センターで配布しています。

知立市知立山土地区画整理事業の施行地区の区域公告の縦覧

区画整理課 区画整理係（内線422）

知立市知立山土地区画整理事業の施行地区の区域を土地区画整理法の規定により縦覧します。

▼縦覧期間　3月1日(火)～14日(月)の午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所　区画整理課

○区域内に未登記の借地権（建物の所有を目的とする地上権、貸借権）のある人については、3月31日(木)までに知立市長に申告することができます。

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業上乗せ補助

建築課 建築係（内線456）

～申込み受付は3月28日まで～

平成23年度に木造住宅耐震改修工事（一般型）を実施する人に上乗せ補助を実施しています。

通常の民間木造住宅の耐震改修費補助金は工事費・設計・管理費を含めて最大85万円ですが「住宅・建築物の耐震化のための緊急支援事業」の補助30万円を追加して補助します。（最大合計115万円）

▼補助対象要件

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、平成23年度中に知立市民間木造住宅耐震改修費補助工事（一般型耐震改修工事）を実施する人で、3月28日(月)までに住宅・建築物の耐震化緊急支援事業の申込みをした人。（平成23年度に無料木造耐震診断と知立市民間木造住宅耐震改修を実施する人も含みます。）

○詳細は市ホームページをご覧いただくか建築課までお問合せください。

自衛官募集のお知らせ

自衛隊愛知地方協力本部
安城案内所（☎(74)6894）

自衛隊は、平成23年度自衛官を次のとおり募集します。

▼自衛隊幹部候補生

・受験資格　大卒（見込含）・21歳以上26歳未満の人

・受付期間

2月1日(火)～5月6日(金)

・試験日

一次試験　5月14日(土)　筆記試験

二次試験　6月14日(火)～16日(木)

・合格発表

陸上・海上要員　8月5日(金)

航空要員　9月6日(火)

▼一般曹候補生

・受験資格　18歳以上27歳未満の人

・受付期間

［第1回］2月1日(火)～5月6日(金)

［第2回］8月1日(月)～9月9日(火)

・試験日

一次試験

［第1回］5月21日(土)

［第2回］9月17日(土)

二次試験

［第1回］6月22日(水)～27日(月)のうち1日

［第2回］10月6日(木)～13日(木)のうち1日

・合格発表

［第1回］8月5日(金)

［第2回］11月10日(木)

▼予備自衛官補

・受験資格

【一般】18歳以上34歳未満の人

【技能】18歳以上で所定の国家免許資格等を有する人（資格により18歳以上55歳未満の人）

・受付期間

［第1回］1月11日(火)～4月6日(水)

［第2回］7月19日(火)～10月5日(水)

・試験日

［第1回］4月15日(金)～18日(月)のうち1日

［第2回］10月14日(金)～17日(月)のうち1日

知っていますか？軽自動車税

▼問合せ　税務課　市民税係（内線137）

軽自動車税は4月1日現在の所有者等（納税義務者）に課税されます。

▼年税額

車　種	課　税　標　準			年税額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの			1,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪			1,200円
	総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪			1,600円
	総排気量が50cc以下で三輪以上（ミニカー）			2,500円
小型特殊自動車	農耕作業用（農耕トラクターなど）			1,600円
	その他のもの（フォークリフトなど）			4,700円
軽自動車	二輪のもの（総排気量が125cc超～250ccまで）			2,400円
	四輪のもの	乗　用	営業用	5,500円
			自家用	7,200円
		貨物用	営業用	3,000円
			自家用	4,000円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの			4,000円

軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、月割で計算しません。4月1日を過ぎてから、廃車、名義変更をしても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。

□納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書を送付しますので5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に指定口座から引き落としされます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

□軽自動車税の減免

原則として、心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有しているオートバイ、軽自動車にかかる税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、自動車税の減免を受けている人は、受けられません。

▼申請方法

4月4日(月)～5月24日(火)までに税務課市民税係へ

▼持参するもの

身体障害者手帳等・自動車検査証・運転免許証（該当の車を運転する人のもの）・印鑑

□軽自動車の手続き

▼市役所でできる手続き

原動機付自転車（125ccまで）・小型特殊自動車・ミニカー

手続き内容		必要なもの
登録するとき	販売業者から購入する場合	登録者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート、譲渡証明書
廃車するとき		登録者の印鑑、ナンバープレート
盗難にあったとき		※必ず警察に届けてください 警察への盗難届出済の証明できるもの、登録者の印鑑

○登録者と届出者が違う場合、届出者の印鑑が必要になります。

▼市役所以外の手続き場所（車種により異なります。）

車　種	届　出　先	
二輪の軽自動車（125cc～250ccのもの）	軽自動車協会	愛知主管事務所　三河分室 岡崎市江口3丁目5-2 （☎0564-53-5351）
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所　三河支所 岡崎市江口3丁目5-1 （☎0564-53-5144）
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 （☎050-5540-2047）

原動機付自転車、小型特殊車両以外は自家用自動車組合でも代行しています。（岡崎、豊田ナンバーは除く）
安城商工会議所内（☎76-3451）・刈谷商工会議所内（☎21-3702）

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務付けられています。無保険（無共済）で走行すると、法律により罰金および罰則が課せられ、免許停止処分となります。

▼自賠責保険（共済）の取扱い

損害保険会社、農業協同組合（JA共済連）、労働者共済生活協同組合（全労済）、自動車共済協同組合（全自共）、トラック交通共済協同組合（交協連）

※バイク、原動機付自転車は次の代理店等で加入手続きができます。

バイク販売店・カーディーラー・コンビニエンスストア・損害保険会社の代理店・農協等